赤ちゃんの四季（57）　平成27年春

野放しの「電子たばこ」

米国の10代の若者たちに急増する「電子たばこ」による健康への影響が無視できないことから、そのきびしい規制を求める声明が最近の米国の医学雑誌に相次いで掲載されています。我が国では、今のところ米国内ほどには広く使用されてはいませんが、ネット販売を通じて徐々に広まりつつあるようです。電子たばこの製品技術、利用しやすさ、及びキャンディーテイストがこの年代に魅力的なことから、このまま放置しておくと、米国同様に、近い将来には急増しかねません。

「電子たばこ」は、たばこに似せた形状の吸入器に、ニコチンなどを溶かした液体が入ったカートリッジをセットし、加熱により発生した蒸気を吸引するものです。厚生労働省では、「ニコチンを含む電子たばこ」は、一般に医療品、医療機器に該当するものとして、承認を得ずに販売すれば薬事法に違反する疑いがあるという見解を示しています。一方、ニコチンを含まない、プロピレングリコールやグルセリン、香料等を溶かしただけのタイプの製品に対しては何らの規制がなく、ネット上で大々的に販売されています。ニコチンを含まない製品の中には、発がん性物質が紙巻きたばこの１０倍以上も含まれていた製品があるという研究報告もあります。

麻薬や覚醒剤の構造を変えた薬物である危険ドラッグが、法律による規制が追いつかないため、麻薬や覚醒剤と同等以上の健康被害を及ばし、大きな社会問題となりました。その轍を踏まないためにも、一日もはやく、国レベルでの「電子たばこ」の製造基準、品質コントロールを行うこと、何よりも、未成年者を対象とする製品広告、マーケッティングの禁止が望まれます。